

令和8年度

市民活動支援事業

募集要項

那珂市市民生活部市民協働課

茨城県那珂市福田1819-5

電話番号 029-298-1111 (内線264・265)

目次

1 支援制度の概要	2
2 支援までの流れ.....	2
3 支援メニュー別詳細	5
(1)設立準備事業	5
(2)市民提案事業	6
(3)団体継続支援事業	7
(4)団体交流支援事業	8
4 補助対象経費.....	9
(1)設立準備事業・市民提案事業	9
(2)団体継続支援事業・団体交流支援事業	10
5 問い合わせ先.....	10

1 支援制度の概要

本市の協働のまちづくりを推進するため、市と市民による協働の先進事例となる事業や、団体の安定的な活動の継続と活性化に繋がる活動、2つ以上の団体が共同で取り組む活動などについて財政的な支援を実施します。

◇令和8年度支援メニュー

ア 設立準備事業 補助率5/10補助限度額5万円/年 ※詳細は5ページ参照

これから市民活動に取り組もうとする団体が行う活動基盤を整えるための活動に対して支援します。

イ 市民提案事業 補助率 8/10 補助限度額 40 万円/年 ※詳細は6ページ参照

地域の課題解決に向けて、団体が自主的な創意工夫により提案し、これまでの活動に加え、新たに実施する活動に対して支援します。

ウ 団体継続支援事業 補助率10/10 補助限度額5万円/年 ※詳細は7ページ参照

安定的な団体活動の継続と活性化、新規会員入会の呼びかけや次世代の担い手の人材育成を図る新たな活動に対して支援します。

エ 団体交流支援事業 補助率10/10 補助限度額5万円/年 ※詳細は8ページ参照

2つ以上の団体が共同で事業を実施することで、地域コミュニティの活性化や団体の発展を図り、地域課題の解決につながる新たな活動に対して支援します。

2 支援までの流れ

① 申し込み

市民協働課(10ページ参照)宛てに、持参もしくは電子メールのいずれかの方法で期限までにお申し込みください。なお、電子メールで申し込みをした場合には、必ず担当課に送信されているかの確認をお願いします。

② 提出書類

ア 設立準備事業

申し込みをする団体は、次に掲げる書類を提出してください(随時受付)。

- ・那珂市市民活動支援事業申込書(様式第1号)
- ・団体概要書(様式第2号)
- ・事業計画書(様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 市民提案事業

申し込みをする団体は、令和8年3月13日(金)までに次に掲げる書類を提出してください。

- ・那珂市市民活動支援事業申込書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 団体継続支援事業

申し込みをする団体は、令和8年3月13日(金)までに次に掲げる書類を提出してください。

- ・那珂市市民活動支援事業申込書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

エ 団体交流支援事業

申し込みをする団体は、令和8年3月13日(金)までに次に掲げる書類を提出してください。

- ・那珂市市民活動支援事業申込書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

③ 審査(選考会、審査会の開催)

4月下旬に選考会を開催する予定です(設立準備事業は随時)。

※選考会の日程については、申込団体に改めて通知します。

④ 交付の決定

採択が決定した団体(以下「実施団体」という。)には、那珂市補助金等交付規則第4条の規定により補助金等交付決定通知書を送付します。

⑤ 事業の実施

⑥ 報告

実施団体は、3月31日を超えない範囲で事業終了後1か月以内に、那珂市市民活動支援事業実績報告書(様式第4号)および次に掲げる書類を提出してください。

- ア 事業報告書(様式第4号別紙1)
- イ 収支決算書(様式第4号別紙2)
- ウ 活動の実施状況を記録した写真、資料等
- エ 領収書等の写し

※実施団体は、補助金の交付(継続2年の事業にあつては、2年目の交付)を受けた翌年度から3年間、那珂市市民活動支援事業現況報告書(様式第5号)の提出が必要です。

⑦ 補助金の支払い

補助金は、原則として事業終了後に交付します。

ただし、補助金がなければ事業の実施が困難であるなど、特別な事情がある場合には、事業実施前に交付することもできますので、お気軽にご相談ください。

⑧ その他

ア 同一年度内に他の市民活動支援事業と重複して申し込みをすることはできません。

イ 事業を実施するに当たっては、第三者へ再委託することはできません。

3 支援メニュー別詳細

(1) 設立準備事業

対象団体	団体設立後12月以内であって、市民活動団体として市に登録されている団体もしくは、那珂市市民活動団体登録制度実施要領の規定により認定が見込まれる団体。 ※市民活動団体登録制度による認定後12月以内ではありません。
補助率	補助率5/10 補助限度額5万円(予定) ※補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
交付回数	1団体につき1回限り ※すでに設立されている団体と同一主体とみなすことができる団体については、当該補助金を交付することができません。
募集期間	随時 ※予算の範囲を超えた時点で終了
採択予定数	5団体
審査方法	書類審査

次に掲げる活動については、対象にはなりません。

- ア 法令に抵触する活動
- イ 国、県、市およびそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる活動
- ウ 既存の市民活動団体の名称等を変更したに過ぎない等、新規設立団体と認められない市民活動団体の活動
- エ その他市長が適当でないと認める市民活動団体の活動

◇審査

市協働のまちづくり推進委員会委員が、那珂市市民活動団体登録制度実施要領第2条および第4条に則しているか審査します。

(2)市民提案事業

対象団体	地区まちづくり委員会、自治会および市民活動団体として市に登録されている団体等。 ※団体は、設立後3年以上経過しており、過去3年間、市民提案事業による補助金の交付を受けていない必要があります。
補助率	補助率8/10 補助限度額40万円(予定) ※補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
交付回数	同一年度内に1回まで、同一事業を継続する場合は2年まで受給可能とします。 ※年度ごとに申し込み、選考会による審査を受ける必要があります。
募集期限	令和8年3月13日(金) 午後5時必着
採択予定数	4団体
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション

次に掲げる活動については、対象にはなりません。

ア 法令に抵触する活動

イ 国、県、市およびそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる活動

ウ 過去に市民提案事業で補助金の交付を受けたことのある事業と同様の活動

(ただし、事業の対象地域や活動場所等が異なる場合は、対象とする。)

エ その他市長が適当でないと認める市民活動団体の活動

◇審査

申請団体によるプレゼンテーションを通して、市協働のまちづくり推進委員会委員が審査します。審査基準は、次のとおりです。

No.	基準	内容
1	公益性	地域や不特定多数の者の利益に結びつく事業か
2	課題解決等の効果・成果	地域の課題や市民のニーズに則しているか。また、その解決に効果や成果が期待できるか
3	協働の妥当性	市と提案者が協働して実施することが妥当な事業か
4	具体性・実現性	提案者が実施することが可能な事業か、又は可能な提案内容か
5	専門性・先駆性	提案者の特性が発揮され、新たな視点での取り組みか
6	持続可能性	補助期間が終了した後も、自主財源の確保等により、継続的な事業展開が見込めるか

※採択された事業であっても予算の範囲を超えた場合には、得点が下位の順位から不採択とします。

(3) 団体継続支援事業

対象団体	地区まちづくり委員会、自治会および市民活動団体として市に登録されている団体等。 ※過去3年の間に、市民提案事業による補助金の交付を受けていない必要があります。
補助率	補助率10/10 補助限度額5万円(予定) ※補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
交付回数	同一年度内に1回まで、累計で1団体5回まで受給可能とします。
募集期限	令和8年3月13日(金) 午後5時必着
採択予定数	5団体 ※応募者多数の場合は抽選となります。
審査方法	書類審査および審査会でのヒアリング

次に掲げる事業については、対象にはなりません。

- ア 法令に抵触する活動
- イ 国、県、市およびそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる活動
- ウ 申請団体が過去に実施したことのある活動と同様の活動
- エ その他市長が適当でないと認める市民活動団体の活動

◇審査

提出された申請書に基づき、市協働のまちづくり推進委員会委員が、次の項目について、審査します。

No.	基準	内容
1	事業の公共性	協働の視点があるか 市民が広く参加できるか 社会状況や市民ニーズに即しているか 地域づくり人づくりにつながるか
2	具体性・実現性	適切な予算になっているか 事業計画や用途は適正か 実施することが可能な事業か 目指すべき姿が明確か
3	継続性	安定的な団体の継続と活性化につながるか 事業の広がりが期待できるか

※採択された事業であっても予算の範囲を超えた場合には、得点が下位の順位から不採択とします。

(4) 団体交流支援事業

対象団体	地区まちづくり委員会、自治会および市民活動団体として市に登録されている団体等。 ※過去3年の間に、市民提案事業による補助金の交付を受けていない必要があります。 ※申し込む2つ以上の団体が同一組織とみられる団体ではない必要があります。
補助率	補助率10/10 補助限度額5万円（予定） ※補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
交付回数	同一年度内に1回まで、累計で1団体5回まで受給可能とします。 ※補助金は代表団体へ交付します。 ※事業を行うすべての団体の交付回数をカウントします。
募集期限	令和8年3月13日（金） 午後5時必着
採択予定数	3組 ※応募者多数の場合は抽選となります。
審査方法	書類審査および審査会でのヒアリング

次に掲げる事業については、対象にはなりません。

- ア 法令に抵触する活動
- イ 国、県、市およびそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる活動
- ウ 申請書に記載のある団体が過去に実施したことがある活動と同様の活動
- エ その他市長が適当でないとする市民活動団体の活動

○団体交流の例

申請可能	申請不可
【自治会】と【自治会】 【自治会】と【市民活動団体】 【まちづくり委員会】と【まちづくり委員会】 【まちづくり委員会】と【市民活動団体】 【市民活動団体】と【市民活動団体】 【まちづくり委員会】と【自治会】 ※1	【まちづくり委員会】と【自治会】 ※2

※1 同じ地区ではない自治会との交流は可 ※2 同じ地区の自治会との交流は不可
 (例:神崎地区まちづくり委員会と鴻巣自治会) (例:神崎地区まちづくり委員会と横堀自治会)

◇審査

市協働のまちづくり推進委員会委員が、団体継続支援事業の審査項目（7ページ）に次の項目を追加して審査します。

4	共同性	共同で行うことで効果が期待できるか
---	-----	-------------------

4 補助対象経費

次に掲げる経費は、「3 支援メニュー別詳細」内の(1)～(4)の事業に要する経費となります。詳細は、各科目をご覧ください。

(1) 設立準備事業・市民提案事業

	科 目	備 考
対象となる経費	講師謝礼	外部講師、指導者等への謝礼金等
	旅費	研修、視察等の交通費等
	消耗品費	事務用消耗品費、資料代、料理材料費等
	燃料費	暖房用の灯油代、車のガソリン代等
	印刷製本費	コピー代、報告書等の作成費
	光熱水費	電気、ガス、水道代等
	修繕費	事業遂行のために必要な修繕費
	賄材料費	給食等の材料購入経費
	通信運搬費	はがき代、切手代、電話代等
	手数料	金融機関の送金、払込手数料等
	保険料	イベントの開催、参加時等の保険料等
	委託費	事務、調査、設計等の委託費
	原材料費	工事材料、加工用原料等
	備品購入費	事業を実施するにあたり必要と認められる経費
対象とならない経費	人件費、謝礼等	団体等の構成員に対する謝礼等の人件費全般
	食糧費	団体等の構成員による会合の飲食費
	使用料及び賃借料	OA機器等レンタル・リース代、事務所賃貸料等
	財産購入費	土地、建物等の財産購入費
	補助金	当該団体に加盟する団体等への補助金
	備品購入費	事業の趣旨に合致するとは認められない経費
	その他	当該事業を実施するに当たって必要と認められない経費

※領収書等により支出が確認できない経費は対象となりません。

(2) 団体継続支援事業・団体交流支援事業

	科 目	備 考
対象となる経費	講師謝礼	外部講師、指導者等への謝礼金等
	旅費	外部講師、指導者等への旅費等 補助事業の実施にあたって必要な交通費(団体の構成員に対する支出も含む)等
	消耗品費	事務用消耗品費等 事業の実施にあたり必要な消耗品等
	印刷製本費	印刷製本代、コピー代等
	修繕費	事業遂行のために必要な修繕費
	委託費	事務、調査、設計等の委託費
	使用料 賃借料	会場使用料、器材賃借料
	負担金	研修参加費、受講料等
	その他	事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費
対象とならない経費	講師謝礼	団体の構成員に対する謝礼等の人件費
	旅費	団体の構成員に対する活動拠点までの交通費等
	消耗品費	補助事業に直接関わりのない消耗品
	印刷製本費	補助事業に直接関わりのない団体運営にかかる印刷製本費
	修繕費	補助事業に直接関わりのない修繕費
	委託費	補助事業をそのまま外部委託するための委託費
	使用料 賃借料	事務所の家賃、光熱水費等の経常的な経費
	負担金	個人資格取得に係る経費

※領収書等により支出が確認できない経費は対象となりません。

5 問い合わせ先

那珂市 市民生活部 市民協働課 市民活動グループ(那珂市役所 本庁舎2階)
 〒311-0192 那珂市福田1819番地5
 電話番号 029-298-1111(内線264・265)
 電子メール shimin-k@city.naka.lg.jp